（様式１）

委託業務仕様書に対する質問・回答書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

岡山県中小企業団体中央会

会長　晝田　眞三　殿

所 　在　 地

商号又は名称

代　 表 　者

（連絡責任者氏名　　　　　　　　）

（電話番号　　　　　　　　　　　）

（ＦＡＸ番号　　　　　　　　　　）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 業務名 | | 平成３１年度　中国経済産業局における地域中小企業・小規模事業者の人材確保支援等事業 |
| 質  問  事  項 |  | |
| 回  答 |  | |

(様式２)

参加意思確認申請書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

岡山県中小企業団体中央会

会長　晝田　眞三　殿

　 申 請 者

所　 在　 地

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　印

　　　年　月　日付けで公募のあった業務に参加したいので、申し込みます。

　なお、参加資格を満たしていること及びすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

１　業 務 名

平成３１年度　中国経済産業局における地域中小企業・小規模事業者の人材確保支援等事業

２　契約期間　 契約締結日から令和２年３月３１日まで

３　担 当 者

所属・役職

担当者名

電話番号

ＦＡＸ番号

|  |
| --- |
| (1) 基本的要件  (2) 専門的知識に関する要件  (3) 守秘性に関する要件  (4) 中立性・公平性に関する要件  (5) 業務執行体制に関する要件  (6) 業務実績に関する要件  (7) その他 |

（様式３）

年　　月　　日

平成３１年度　中国経済産業局における地域中小企業・小規模事業者の人材確保支援等事業

岡山県中小企業団体中央会

会長　晝田　眞三　殿

住所

商号又は名称

代表者職・氏名　　　　　　　　　　　　　印

連絡責任者氏名

電話番号

ＦＡＸ番号

電子メール

岡山県中小企業団体中央会が実施する「平成３１年度　中国経済産業局における地域中小企業・小規模事業者の人材確保支援等事業」に関する業務の請負を希望することから、事業計画書など関係書類を次のとおり提出します。

記

【提出書類】　１　事業計画書（様式４）

２　事業に関する見積書（様式５）

３　法人に関する調書（様式６）

４　商業登記簿謄本

５　直近２期分の決算関係書類

６　会社案内またはパンフレット

７　その他必要と認めた書類

（様式４）

事　業　計　画　書

（必要に応じて別紙資料を作成し、添付してください。）

|  |
| --- |
| 【事業実施概要】 |
| 【活動計画等】  　「委託業務仕様書３」の業務に係る活動計画等についてご記入ください。 |

（様式５）

年　　月　　日

岡山県中小企業団体中央会

会長　晝田　眞三　殿

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名　　　　　　　　　　　印

平成３１年度　中国経済産業局における地域中小企業・小規模事業者の人材確保支援等事業

このことについて、次のとおり見積書の提出をいたします。

１　業務名

平成３１年度　中国経済産業局における地域中小企業・小規模事業者の人材確保支援等事業

２　業務期間

　　　契約締結日から令和２年３月３１日まで

３　見積金額

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　　　（内訳は別紙経費内訳書のとおり）

（別紙）

経　費　内　訳　書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 金額（円） | 積算内訳 |
|  |  |  |
| 小　計 |  |  |
| 消費税 |  |  |
| 合　計 |  |  |

注）経費区分（人件費、事業費、一般管理費など）ごとに所要経費を積算し、積算根拠を併せて明記すること。外注を行うときはその旨を明記すること。

（様式６）

法人に関する調書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 法人の名称 |  | | |
| 設立年月日 |  | | |
| 主たる事務所の所在地 | 〒 | | |
| 沿革 |  | | |
| 法人の活動目的及び業務内容 |  | | |
| 法人の従業員数 | 役員数　　　　名（うち常勤　　　名、非常勤　　　名） | | |
| 従業員数　　　名（うち正規　　　名、臨時等　　　名） | | |
| 委託業務を実施するための従業員数 | 従業員数　　　名（うち正規　　　名、臨時等　　　名） | | |
| これまでの主な活動内容  （現在受託している業務も記載） |  | | |
| ホームページ | 有 | ＵＲＬ： | 無 |
| 備考 |  | | |

＊商業登記簿謄本及び直近２期分の決算書を添付すること。

＊応募法人の業務内容等を示したパンフレットまたは会社案内等を添付すること。

＊欄内に記載できない場合には、適宜別紙を追加して記載すること。

＊様式は、日本工業規格Ａ４縦型とすること。

誓約書

当社又は当団体は、次のことを誓約いたします。

また、必要な場合には、このことについて岡山県警察本部に照会することを承諾します。

記

１ 当社又は当団体の役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第９条第２１号ロに規定する役員をいう。）は、次に掲げる者のいずれにも該当しません。

（１）暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成２２年岡山県条例第５７号）第２条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者

（２）暴力団（岡山県暴力団排除条例第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者

（３）暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

２　１の各号に掲げる者が、当社又は当団体の経営に実質的に関与していません。

平成　年　月　日

岡山県中小企業団体中央会

会　長　晝田　眞三　殿

所在地

名称

役職名

氏名

記入時の注意事項

◎ 代表者が記入する場合

・所在地、名称、役職名及び氏名欄には、登記されている主たる事務所の所在地、名称並びに代表者の役職及び氏名を記名し、代表者印又は契約書に使用する印を押印してください。

◎ 受任者が記入する場合

・契約に関して、入札参加資格審査申請時に県所定の様式による委任状が提出されていれば、当該委任状中の権限の委任により、この誓約書の内容について記入し、誓約する権限は、受任者が有していますが、契約の解除につながる可能性のある重要な内容なので、念のため事前に委任者に記載内容について確認しておいてください。

・所在地、名称、役職名及び氏名欄には、受任者の住所、社名及び支店等の名称並びに受任者の職氏名を記名し、契約書に使用する印を押印してください。

（参考）

岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）（抄）

（定義）

第２条この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力団暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）

第２条第２号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。

(3) 暴力団員等暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。

(4)～(6)略

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）（抄）

（定義）

第２条この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 略

(2) 暴力団その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

(3)～(5)略

(6) 暴力団員暴力団の構成員をいう。

(7)・(8)略

（暴力的要求行為の禁止）

第９条指定暴力団等の暴力団員（以下「指定暴力団員」という。）は、その者の所属する指定暴力団等又はその系列上位指定暴力団等（当該指定暴力団等と上方連結（指定暴力団等が他の指定暴力団等の構成団体となり、又は指定暴力団等の代表者等が他の指定暴力団等の暴力団員となっている関係をいう。）をすることにより順次関連している各指定暴力団等をいう。第１２条の３及び第１２条の５において同じ。）の威力を示して次に掲げる行為をしてはならない。

(1)～(20)略

(21) 行政庁に対し、自己若しくは次に掲げる者（以下この条において「自己の関係者」という。）がした許認可等（行政手続法（平成５年法律第８８号）第２条第３号に規定する許認可等をいう。以下この号及び次号において同じ。）に係る申請（同条第３号に規定する申請をいう。次号において同じ。）が法令（同条第１号に規定する法令をいう。以下この号及び次号において同じ。）に定められた許認可等の要件に該当しないにもかかわらず、当該許認可等をすることを要求し、又は自己若しくは自己の関係者について法令に定められた不利益処分（行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。以下この号及び次号において同じ。）の要件に該当する事由があるにもかかわらず、当該不利益処分をしないことを要求すること。

イ略

ロ法人その他の団体であって、自己がその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）となっているもの

ハ略

(22)～(27)略